



## 移転価格の年末調整に係る最新動向と実務

### 概要

現在、複雑で不安定な経済環境において、多国籍企業グループにおける関連者間取引に係る移転価格の実績値が、予想目標から乖離する可能性は非常に高い。このような乖離は、外的要因によるものもあれば、企業内部の実施プロセスに起因するものもあり、その結果、関連者間取引における損益水準が予想を下回ったり、超過利益を留保したりすることにつながる。乖離によって生じる潜在的な税務リスクを効果的に管理するために、多国籍企業は、移転価格の年末調整を通じて、関連企業間の移転価格の年度実施結果を管理するべきである。

移転価格の年末調整は通常、グループ内で簡単な機能を果たし、かつ限定的なリスクを負担するグループ傘下企業に適用されることになる。これらの企業は、一般的かつ独立企業間原則に合致した利益水準を維持しなければならない。このため、企業の年間損益水準がその移転価格ポリシーや独立企業間原則に合致した範囲から乖離している場合、移転価格の年末調整を通じて実施結果を独立企業間原則に合致した範囲に収めることにより、潜在的な移転価格リスクをコントロールできる。ただし、移転価格以外の要因（公衆衛生事件など）によって実施結果が予想目標から乖離したケースなど、すべての乖離を調整する必要があるとは限らない。このような場合、企業は関連者間取引に係る移転価格の実施結果の合理性を証明するため、完全かつ十分な移転価格分析を行う必要がある。

中国では、移転価格の年末調整から生じる外国為替収支の問題は、企業が当該調整を実施するにあたり主な障壁の一つとなっている。中国国家外貨管理局が2021年1月付けで公布した「サービス貿易に係る外貨管理政策 Q&A (II)」(以下「Q&AII」)では、関連する金融機関及び納税者にとって明確なガイドラインを提供した。「Q&AII」が公布されて以来、関連する金融機関は年末調整に係る処理のプロセスを把握するようになり、また弊社においても複数の企業の移転価格に係る年末調整の実施をサポートするとともに、対応する外国為替収支を完了させている。

### 1. 移転価格の利益加算調整に関する複数の考慮事項

中国の税務、外貨管理の実務により、クロスボーダー関連者間売買取引を行っている中国国内企業のほとんどは、関連者間販売収益の加算調整や関連者間仕入原価の減算調整、または新しい種類の関連者間取引の構築により、利益水準の加算調整を検討している。企業は、適切な調整目標と調整方法を選択するために、下記の点を総合的に勘案されるよう提案する。

#### 1.1 調整目標及び流通税への影響

まず、企業は自社の機能・リスクの位置付けに基づき、適切な移転価格の年末調整目標を設定し、適切な会計処理方法（例えば、調

整対象企業の売上原価の減算、その他の業務収益の加算など)について監査人または専門アドバイザーと相談した上で決定する必要がある。企業は、移転価格の年末調整に係る目標利益率に疑義がある場合、または関連する金額が多額である場合、必要に応じて税務機関との適時のコミュニケーションを検討すべきである。

また、様々な形式による移転価格の年末調整における利益の加算調整から生じる収益は、時に、企業に追加的な流通税負担をもたらすことがある。企業は、一定の条件を満たした場合、関連する移転価格の年末調整における利益の加算調整について、増値税の免除を申請することができる。

## 1.2 補償の請求先の選択及びその要望

移転価格の年末調整に対する補償の請求先について、企業は取引の背景及びグループの方針や傾向を考慮し、実際の関連者間取引の相手から受け取ることを選択する場合もあれば、グループの本社または重要な無形資産を保有する関連者から受け取ることを選択する場合もある。

企業は、補償の請求先を選択する過程において、請求先が所在する地域の会計、税務、税関、外貨管理などに関する規制要件、特に関連する補償費用がその課税管轄区域において税引前控除対象となるかどうか、及びその条件も含めて総合的に考慮し、バランスを取る必要がある。商品の売買取引価格の調整を伴う場合、企業は、関連する輸入・輸出価格が補償の請求先の税関申告に与える影響も考慮する必要がある。

## 2. 移転価格利益の減算調整の最新実務

移転価格の年末調整における利益の減算調整は、企業の独立企業間原則に合致する範囲を超過した利益水準を合理的な範囲内に収めることを目的としている。一部の企業は過去において、利益を減算調整し、海外送金を実現するために、工夫して他の方法（対外の非貿易項目の送金など）を採用したり、税関にプロフォーマ申告書（仮の申告書）の発行を申請したりしていた。しかし、これらの方法は近年、税務機関と税関から重大な関心が寄せられており、関連する規制基準もますます慎重かつ厳格になっている。

多くの企業は、現在の税務、税関、外貨管理などにおける複雑さを総合的に考慮し、バランスを取った上で、税務機関との移転価格事前確認制度（APA）の交渉・締結を通じて租税徴収の確実性を高め、移転価格の実施結果を効果的に管理している。そして、必要に応じて移転価格利益の双方向の調整を適切に行い、対応する外国為替収支を実現することを選択している。弊所の所見では、近年、このような選択をする企業の数が増加する傾向にあると考える。

「海外進出」する中国企業にとっても、海外投資先における税務と移転価格管理は大きな課題であり、一部の中国企業にとっては財務・税務管理上の懸念事項でもある。海外子会社は通常、簡単な代理販売または生産機能を果たしており、戦略的意思決定と重要な無形資産は、中国本社が管理・保有しているため、現地の移転価格税制に準拠した利益水準を実現するために、状況次第では会計年度末に移転価格利益の加算調整または減算調整を行う必要がある。

実施レベルでは、多国籍企業として、移転価格の年末調整において、両当事者（すなわち、中国国内に所在する関連会社と海外に所在する関連会社）が所在する管轄区域の規制要件、海外子会社の機能・リスクの位置付け、及び両当事者間の関連者間取引の状況を総合的に考慮した上で、移転価格の年末調整の目標と戦略を策定する必要がある。移転価格の年末調整は、単に借方や貸方の伝票を利用したり、または架空の非貿易項目の関連者間取引を通じて適切に実施することができない上、中には企業に余分な税務リスクをもたらすものもある。従って、このような要望を持つ企業グループは、海外子会社の潜在的な損益の変動及び海外の管轄区域の税務機関による照会や査察に対応するために、事前に移転価格の年末調整計画を積極的に策定するよう提案する。

現在、より多くの企業は、年度末の財務・税務データ及び損益状況の点検作業を開始している。上述の移転価格の年末調整に関して、会計、税務、税関、外貨管理などの分野における複雑さを勘案すると、企業は、税務リスクを効果的に管理し、必要な外国為替収支計画を実現するために、適時に関連規定と実務の進展を理解し、専門アドバイザーに助言を求め、移転価格の年末調整の計画と実施

案を策定・改善する必要があると考える。

(MUFG BK 中国月報 2024 年 2 号に掲載)

## Contact us お問い合わせ先

(執筆者連絡先)

KPMG 中国 日系企業サービス

税務パートナー

徐潔 (Xu Jie)

中国上海市静安区南京西路 1266 号 恒隆広場ビル 2 25F

Tel: +86-21-2212-3678 E-mail: jie.xu@kpmg.com